

四国大学・四国大学短期大学部学生の車両使用について

本学では、学生が教育研究活動（学外での教育活動、クラブ活動、ボランティア活動等）に参加する際、公共交通機関の利用を推奨しています。また、ボランティア活動を含む学外での教育活動の際に生じた対象者への傷害、物品の損害あるいは活動に伴う自身の怪我等においては、適用される保険（学生教育研究災害傷害保険等）に加入しております。しかしながら、自家用車や原動機付自転車などの車両を利用した移動中の交通事故に関しては、自己責任となるため保険が適用できません。

従って、個人の都合により車両を利用する場合または同乗する場合、以下の事項を確認し、同意していただく必要があります。

1. 公共交通機関利用の推奨

大学が公共交通機関の利用を推奨している理由を理解し、それに沿わずに車両を利用する際は、交通規則を遵守するとともに個人の責任において管理します。

2. 保険の確認

自家用車の使用にあたり、自身の自動車保険（強制保険（自賠責保険）、任意保険（自動車保険）を含む）が適用されることを確認しています。また、必要に応じて追加の保険加入を行い、万が一の事態に備える責任を負います。

3. 責任範囲

教育研究活動中及び移動中の車両利用に関して、万が一事故や損害が発生した場合でも、自己の責任で対処することを承諾します。なお、他人の車に同乗する場合も、自己責任で対応することを承諾します。

上記の内容を理解し同意した上で、自家用車などの車両を利用してください。

<提出を求められた場合は、以下に署名して提出してください。>

私は上記の内容を理解し、保証人の承諾を得たうえで、署名により同意します。

令和 年 月 日

所属学科：

学生番号：

氏名：

㊞